〇厚生労働省告示第五十七号

合 īを含: 健 康 保 む。 険 法 及 び 大 正 高 + 齢 者 年 \mathcal{O} 法 医 律第 療 \mathcal{O} 七十号) 確 保 12 関 す 第七十六条第二 る法 律 昭 和 項 五. + 同 t 法 年 法 第 律 百 几 第 + 八 十号) 九 条 に 第 お 七 7 + て 準 条 用 す 第 る 場 項

 \mathcal{O} 規 定に基づ き、 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方 法 平 成 二十年厚 生労働 省告 示第 五. + 九 号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ように

改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表第一から別表第三までを次のように改める。